

# 患者様の権利

---

## 1.良質の医療を受ける権利

- ◆すべての患者は、差別されることなく良質で適切な医療を受ける権利を有する。
- ◆すべての患者は、医師からケアを受ける権利を有する。

## 2.選択の自由

- ◆すべての患者は、医師や病院、保健サービス施設を自由に選択し変更する権利を有する。
- ◆すべての患者は、医療のどの段階においても別の医師の意見を求める権利を有する。

## 3.自己決定権

- ◆すべての患者は、自分自身について自由に決定を下す権利を有する。
- ◆すべての患者は、いかなる診断手続あるいは治療であれ、承諾、拒否する権利を有する。
- ◆すべての患者は、自己決定をおこなう上で必要な情報を得る権利を有する。
- ◆すべての患者は、医学の研究・教育の被験者・教材となることを拒絶する権利を有する。

## 4.情報に関する権利

- ◆すべての患者は、自分の診療録（カルテ）の開示を求める権利を有する。
- ◆患者が望む場合、第三者の生命の危機に関与しない限り、自己の情報を知らされずにおく権利を有する。
- ◆すべての患者は、自分に代わって自己の情報の開示を受ける人物を選択する権利を有する。

## 5.尊厳性への権利

- ◆すべての患者は、最新の医学知識の下でその苦痛から救済される権利を有する。
- ◆すべての患者は、人道的な末期医療を受ける権利、およびできる限り尊厳と安寧を保ちつつ死を迎えるためにあらゆる可能な支援を受ける権利を有する。

## 6.宗教的支援を受ける権利

- ◆すべての患者は、霊的および倫理的慰安（自分で選んだ宗教の聖職者の支援を含む）を受ける権利を有し、また拒絶する権利も有する。